

利益相反自己申告チェックフロー

【質問1】

今年度、企業・団体と以下のいずれかの産官学連携活動等を実施しますか。（予定を含む）

- ① 共同研究
- ② 受託研究（簡易受託研究を含む）
- ③ 学術指導・技術指導
- ④ 技術供与
- ⑤ 奨学寄付金（研究助成金）の受入れ
- ⑥ 役務の提供の受入れ（ディスカウントを含む）（例：研究員、ポスト・ドクターの受入れ等）
- ⑦ 機器・物品等の提供の受入れ（ディスカウントを含む）
- ⑧ 研究者の係わる知的財産権の実施許諾・権利譲渡
- ⑨ その他の上記に類似した活動（例：コンソーシアムへの参加、技術研修の講師等）
- ⑩ その他利益相反マネジメント委員会が定める活動

□いいえ

□はい

【質問2】

あなたが産官学連携活動等を実施する相手先の同一の企業・団体から1年間に提供を受ける研究費・その他の資金の額、並びに人員・施設・設備・物品等の金額の合計は、200万円を超えますか。

□いいえ

【質問3】

あなたやあなたと生計を一にする配偶者および一親等の親族（親、子ども）は、産官学連携活動等を実施する相手先の企業・団体との間に以下のいずれかの経済的な利益関係がありますか。

- ① 同一の相手先企業・団体から1年間に支払いを受ける報酬等の金額の合計が100万円を超える（給与、謝金、配当金、ロイヤリティ収入、その他サービス対価等の金額の合計）
- ② 相手先企業の未公開株を保有している
- ③ 相手先企業の公開株を発行済み株式の1%以上保有している
- ④ 相手先企業の自己資本の1%以上の持分を保有している

□いいえ

【質問4】

今年度、厚生労働科学研究費補助金（厚労科研）事業・日本医療研究開発機構（AMED）事業等のように、経済的な利益関係を利益相反マネジメント委員会に報告することを義務付けている公的研究費の研究を実施または応募しますか。

このチェックフローに従って、今年度、利益相反に関する自己申告が必要か否かをご確認ください。該当する場合は、所定の様式にて自己申告書を研究推進課までご提出ください。

※ 他の委員会からの要請により利益相反に関する審査を受ける必要が生じた場合は、研究推進課までご連絡ください。

〔問い合わせ先〕 研究推進課（担当：梅原）

E-mail: umehara@kanto-gakuin.ac.jp

Tel: 045-786-2924

A 産官学連携活動等に係る利益相反の自己申告が必要

「産官学連携活動等に係る利益相反自己申告書」（様式1）を利益相反マネジメント委員会へ提出してください。

※但し、【質問4】に該当する場合は、別途「厚労科研・AMED等に係る利益相反自己申告書」（様式2）を提出してください。

□はい

□はい

□はい

B 厚労科研・AMED等の公的研究費に係る利益相反の自己申告が必要

「厚労科研・AMED等に係る利益相反自己申告書」（様式2）を利益相反マネジメント委員会へ提出してください。

C 利益相反に関する自己申告は不要

※但し、【質問2】～【質問4】に該当する新たな事案が発生した場合は、速やかに該当する自己申告書を提出してください。

□いいえ